

議 案 第 5 7 号

新居浜市市民文化センター等の指定管理者の指定について

新居浜市市民文化センター等の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝 行

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
新居浜市市民文化センター	新居浜市繁本町8番65号 公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団 代表理事 岡部 嘉幸	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
新居浜市文化振興会館		
新居浜市営サッカー場		
新居浜市営野球場		
新居浜市山根市民グラウンド		
新居浜市市民テニスコート		
新居浜市山根公園テニスコート		
新居浜市東雲市民プール		
新居浜市山根公園屋内プール		
新居浜市武徳殿		
新居浜市弓道場		
新居浜市重量挙練習場		
新居浜市市民体育館		
新居浜市山根総合体育館		

新居浜市多喜浜体育館		
新居浜市東雲競技場		
新居浜公園		
山根公園		

提案理由

新居浜市市民文化センター等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（省 略）

2（省 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4（省 略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11（省 略）